○宮古島市自然環境保全条例

平成17年10月１日

条例第114号

目次

第１章　総則

第１節　通則（第１条―第３条）

第２節　責務（第４条―第６条）

第３節　審議会の設置及び所掌事務（第７条）

第２章　地域等の指定

第１節　地域等の指定（第８条―第10条）

第２節　保全種及び保全樹の指定（第11条）

第３節　地域等の指定手続（第12条）

第３章　普通地域における保全（第13条―第16条）

第４章　特別地区における保全（第17条―第21条）

第５章　緑地地区における保全（第22条・第23条）

第６章　保全種及び保全樹の保全

第１節　保全種の保全（第24条・第25条）

第２節　保全樹の保全（第26条・第27条）

第７章　開発行為等に対する指導

第１節　住民の同意（第28条）

第２節　指導又は助言（第29条―第31条）

第８章　雑則（第32条―第34条）

第９章　罰則（第35条・第36条）

附則

第１章　総則

第１節　通則

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第１項の規定に基づき、他の法令に特例があるものを除くほか、宮古島市における自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における開発行為の規制等について定めることにより、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来にわたって、市民の暮らしに潤いと安らぎを確保することを目

的とする。

（基本理念）

第２条　自然環境の保全は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く市民がその恵沢を享受するとともに、将来の市民に自然環境を継承することができるよう適正に行われなければならない。

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　自然環境　市民の生活に密接な関係のある森林、草生地、湿地、池、沼、海岸及び動植物等をいう。

(2)　開発行為　土地の区画形質の変更（水面の埋立て又は干拓を含む。）をいう。

(3)　建築物　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。

(4)　特定工作物　都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第11項に規定する特定工作物をいう。

第２節　責務

（市の責務）

第４条　市は、自然環境の適切な保全が図られるよう、この条例の趣旨の徹底を図り、かつ、適切な施策の遂行に努めるものとする。

（住民の責務）

第５条　住民（滞在者及び旅行者を含む。）は、この条例の趣旨を理解し、自然環境が適切に保全されるよう自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第６条　本市において開発行為を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、その開発行為の実施に際し、常に自然環境が適切に保全するよう配慮し、必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策及び措置に協力するものとする。

第３節　審議会の設置及び所掌事務

（審議会の設置及び所掌事務）

第７条　地方自治法第138条の４第３項の規定に基づき、本市に宮古島市自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、市長の諮問に応ずるほか、自然環境の保全に関する事項について調査又は審

議し、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

第２章　地域等の指定

第１節　地域等の指定

（自然環境保全地域）

第８条　この条例に規定する自然環境保全地域（以下「普通地域」という。）は、海岸法（昭和31年法律第101号）第３条第３項に規定する満潮時の水際線から100メートル以内の陸域で、市長が自然環境保全上必要と認める区域とする。ただし、次の地域地区を除く区域とする。

(1)　次条及び第10条に規定する地区

(2)　海岸法第３条に規定する海岸保全区域

(3)　港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第３項に規定する港湾区域及び同法第37条第１項に規定する港湾隣接地域

(4)　漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第５条の規定する漁港の区域

(5)　河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項の規定する河川の河川区域

(6)　砂防法（明治30年法律第29号）第２条の規定により指定された土地

(7)　森林法（昭和26年法律第249号）第25条第１項の規定による保安林及び同法第41条の規定による保安施設地区

（自然環境特別保全地区）

第９条　市長は、現在の自然環境を将来にわたって保全することが必要と認められる地区について自然環境特別保全地区（以下「特別地区」という。）として指定することができる。

（緑地環境保全地区）

第10条　市長は、自然的社会的諸条件からみて、現在の緑地環境を将来にわたって保全することが必要な地区について、緑地環境保全地区（以下「緑地地区」という。）として指定することができる。

第２節　保全種及び保全樹の指定

（保全種及び保全樹）

第11条　市長は、次に掲げる動植物、樹木を保全種又は保全樹として指定することができる。

(1)　市に生息若しくは生育する動植物（海域の動植物を含む。）で市民に親しまれている種、由緒ある種又は学術上重要な種（以下「保全種」という。）

(2)　市民に親しまれてきた樹木又は由緒ある樹木で、その地域における良好な自然環境

を維持するために保全することが必要と認められる樹木（以下「保全樹」という。）

第３節　地域等の指定手続

（地域等の指定手続）

第12条　市長は、第８条から前条までに基づく地域等の指定を行うときは、審議会の意見を求めなければならない。

２　市長は、地域等の指定の際、あらかじめ土地及び海域の所有者又は権利を有する者（以下「所有者等」という。）の同意を得た上で、指定の趣旨及び地域等を告示しなければならない。ただし、前条第１号については、所有者等の同意は、これを要しない。

３　前２項の規定は、地域等の指定の変更及び解除に準用する。

第３章　普通地域における保全

（開発行為の届出）

第13条　普通地域内において、次に掲げる開発行為を行う事業者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1)　建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う500平方メートル以上の一団の土地の造成その他土地の区画形質を変更する行為

(2)　赤土の流出により河川海域その他自然環境を損なうおそれのある行為

(3)　前２号に掲げるもののほか、自然環境を損なうおそれのある行為

２　前項の規定は、通常の管理行為又は非常災害のために必要な応急処置として行う行為については、これを適用しない。

（国等に関する特例）

第14条　前条に規定する届出は、国又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）が行う開発行為については、これを要しない。この場合において、市長は、当該国等の機関に対し、その開発行為の内容について、あらかじめ通知するよう要請することができる。

２　市長は、前項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る開発行為が自然環境保全に支障があると認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

（同意）

第15条　市長は、届出のあった開発行為が適切であると認めたときは、同意するものとする。

２　市長は、前項の同意をするときは、開発行為に関する条件を付することができる。

３　市長は、虚偽その他不正な手段により同意を受けたと認められる事業者又は同意に付した条件に違反した事業者に対し、同意を取り消すことができる。

（開発協定の締結）

第16条　事業者は、前条に規定する同意があったときは、市長と協議し開発協定を締結しなければならない。

第４章　特別地区における保全

（開発行為の制限）

第17条　特別地区内においては、開発行為をしてはならない。ただし、市長が、自然環境の保全に支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。

２　前項本文の規定は、次に掲げる開発行為については、適用しない。

(1)　自己の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為で、500平方メートル未満の開発行為

(2)　通常の管理行為又は非常災害のために必要な措置として行う行為

（開発許可申請）

第18条　前条第１項ただし書の規定により開発行為を行おうとする事業者は、あらかじめ市長の開発許可（以下「許可」という。）を受けなければならない。

（国等に関する特例）

第19条　第14条の規定は、前条の規定による開発許可申請についても準用する。

（許可）

第20条　市長は、許可申請のあった開発行為が自然環境の保全に支障がないと認めたときは、許可することができる。

２　市長は、前項の許可を行うときは、審議会の意見を求めなければならない。

３　市長は、第１項の許可を行うときは、開発行為に関する条件を付すことができる。

４　市長は、虚偽その他不正な手段により許可を受けたと認められる事業者又は許可に付した条件に違反した事業者に対し、許可を取り消すことができる。

（開発協定の締結）

第21条　第16条の規定は、前条の規定の許可について、準用する。

第５章　緑地地区における保全

（開発行為の制限）

第22条　緑地地区内においては、開発行為をしてはならない。

２　緑地地区においては、樹木を伐採又は除去してはならない。ただし、通常の管理行為又

は非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

（樹木除去等の届出）

第23条　前条第２項の規定にかかわらず、樹木を伐採又は除去しようとする者は、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。

第６章　保全種及び保全樹の保全

第１節　保全種の保全

（保全種の保全）

第24条　第11条第１号に規定する保全種を捕獲し、殺傷し、損傷し、又は採取してはならない。

（保全種捕獲又は採取の届出）

第25条　前条の規定にかかわらず、学術研究上から保全種を捕獲又は採取しようとする者は、あらかじめ市長に届け出て、その承認を得なければならない。

第２節　保全樹の保全

（保全樹の保全）

第26条　第11条第２号に規定する保全樹を伐採又は除去してはならない。ただし、通常の管理行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

（保全樹の除去の届出）

第27条　前条の規定にかかわらず、保全樹を除去しようとする所有者等は、あらかじめ市長に届け出て、その承認を得なければならない。

第７章　開発行為等に対する指導

第１節　住民の同意

（住民の同意）

第28条　事業者は、第13条に規定する届出及び第18条に規定する開発許可申請を行うときは、規則で定める住民及び住民団体に対し、あらかじめ当該開発行為の内容について周知するとともに、その同意を得なければならない。

第２節　指導又は助言

（指導又は助言）

第29条　市長は、開発行為の届出又は許可申請があった場合において、当該開発行為が自然環境の保全に支障があると認めるときは、当該届出又は許可申請をした事業者に対し、指導又は助言をすることができる。

（立入検査）

第30条　市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、その職員に開発行為の場所若しくは事業者や工事施工者の事務所等に立ち入らせ、工事の実施状況、工事に関する図書を検査させ、又は当該関係者に質問し、意見を聴取させることができる。

２　前項に規定する立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（監督処分）

第31条　市長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、自然環境の保全に必要な限度において、この条例の規定に基づく同意若しくは許可の効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たな条件を付し、開発行為の中止を命じ、相当の期限を定めて原状回復を命じ、又はこれに変わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

(1)　第13条第１項、第17条第１項又は第22条第１項の規定に違反して開発行為をした事業者

(2)　虚偽その他不正な手段により、第15条第１項の規定による同意又は第20条第１項の規定による許可を得た事業者

(3)　第15条第１項の規定による条件又は第20条第３項の規定による許可に付した条件に違反した事業者

２　市長は、前項に掲げる監督処分等に従わない事業者について、その事業計画及び違反内容等について、公表することができる。

３　事業者は、第１項の規定による監督処分に基づく原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を完了したときは、10日以内に市長にその旨を報告しなければならない。

第８章　雑則

（援助）

第32条　市長は、自然環境の保全に資するため必要があると認めるときは、住民及び住民団体を対象として、予算の範囲内において補助金の交付その他の援助をすることができる。

（土地等の買取り希望の申出）

第33条　特別地区内の所有者等は、地区指定によりその土地の利用に著しく支障を来すこととなる場合は、市長に対し、当該土地等の買取りを希望する旨申し出ることができる。

２　市長は、当該申出に係る土地等の買取りをする必要があると認めるときは、当該申出に係る土地等の買取りの協議を行う旨を当該申出をした所有者等に通知するものとする。

（委任）

第34条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第９章　罰則

（罰則）

第35条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1)　第13条第１項、第17条第１項、第18条又は第22条第１項の規定に違反して開発行為をした事業者

(2)　虚偽その他不正な手段により、第15条第１項の規定による同意又は第20条第１項の規定による許可を受けた事業者

２　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)　第15条第２項の規定による同意又は第20条第３項の規定による許可に付した条件に違反した事業者

(2)　第24条又は第26条の規定に違反して開発行為をした事業者

(3)　第31条の規定による監督処分等に従わない事業者

３　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)　第23条、第25条若しくは第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2)　第30条の規定による立入りを拒み又は妨げた者

(3)　第31条第３項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

（両罰規定）

第36条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成17年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の平良市自然環境保全条例（平成９年平良市条例第７号）又は城辺町自然環境保護条例（昭和62年城辺町条例第14号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

○宮古島市自然環境保全条例施行規則

平成17年10月１日

規則第97号

目次

第１章　総則（第１条）
第２章　開発行為の手続（第２条―第10条）
第３章　開発行為等に対する指導（第11条―第20条）
第４章　雑則（第21条・第22条）
第５章　審議会（第23条―第29条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、宮古島市自然環境保全条例（平成17年宮古島市条例第114号。以下「条例」という。）第34条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項等を定めるものとする。

第２章　開発行為の手続

（普通地域における開発行為の届出）

第２条　条例第13条に規定する届出は、開発同意申請書（様式第１号）を市長に提出して行うものとする。

（特別地域における開発行為の許可申請）

第３条　条例第18条に規定する許可申請（以下「申請」という。）は、開発許可申請書（様式第２号）を市長に提出して行うものとする。

（緑地地区における樹木除去等の届出）

第４条　条例第23条に規定する届出は、樹木除去等届出書（様式第３号）を市長に提出して行うものとする。

（保全種捕獲、採取の届出）

第５条　条例第25条に規定する届出は、保全種捕獲・採取の届出書（様式第４号）を市長に提出して行うものとする。

（保全樹除去届出）

第６条　条例第27条に規定する届出は、保全樹除去届出書（様式第５号）を市長に提出して行うものとする。

（添付図書）

第７条　条例第13条に規定する届出又は第18条に規定する申請には、別表第１の図書の種類の欄に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

（住民同意を得るべき住民及び住民団体）

第８条　条例第28条の規則で定める住民及び住民団体は、次に掲げるものとする。

(1)　土地所有者等関係権利者

(2)　隣接地所有者

(3)　開発行為の場所近隣自治組織

(4)　その他市長が開発行為により著しく影響を受けると認める者

（住民同意の確認）

第９条　市長は、第２条に規定する届出又は第３条に規定する申請を受理する場合、前条各号に掲げる住民及び住民団体の同意の有無を確認し、書類不備の場合、届出又は申請を受理してはならない。

２　前項の同意の有無の確認は、次に掲げる書類によって行うものとする。

(1)　土地所有者等関係権利者同意書（様式第６号）

(2)　隣接地所有者同意書（様式第６号の２）

(3)　自治組織等同意書（様式第６号の３）

(4)　利害関係者同意書（様式第６号の４）

（平30規則25・一部改正）

（適用除外）

第10条　条例第14条第１項の規則で定める法人は、次に掲げるものとする。

(1)　日本下水道事業団

(2)　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

(3)　独立行政法人労働者健康安全機構

(4)　国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター

(5)　公益財団法人沖縄県農業振興公社

(6)　その他市長が必要と認める法人

（平30規則25・全改）

第３章　開発行為等に対する指導

（同意の基準）

第11条　市長は、第２条に規定する届出を受理した場合において、当該申請に係る開発行

為が次に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同意をしてはならない。

(1)　開発行為に伴う赤土等の流失によって河川及び海岸が汚染されないよう適切に措置されていること。

(2)　開発区域において将来想像される需要に応じられる量の用水の見通しがあり、かつ、水道その他の給水施設が給水に支障のないような構造で措置されていること。

(3)　開発区域において将来想定される需要に応じられる量の汚水処理について、高度処理が施され、かつ、中水利用が可能となるような構造及び能力で適切に処理されるよう措置されていること。

(4)　排水路その他排水施設が開発区域及びその周辺地域に溢水、汚水等による被害が生じないような構造及び能力で適切に配置されるように措置されていること。

(5)　開発区域において現況森林面積の40パーセント以上が確保され、かつ、芝等緑地の維持管理について、農薬の使用を可能な限り控えること。

(6)　開発区域内の道路、広場その他の施設が災害の防止、通行の安全、良好な自然環境の保全に支障のないよう適切に配置されるよう措置されていること。

(7)　開発区域の周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設が該当開発行為の目的及び規模に照らして災害の防止、通行の安全その他良好な自然環境の確保に支障のないよう構造及び能力で適切に配置されるよう措置されていること。

(8)　がけ崩れ又は土砂の流出による災害が生じないよう、擁壁の設置等について措置されること。

(9)　事業者の資力及び信用、土地の性状からして当該開発行為の遂行が不可能でないこと。

２　前項各号に掲げる基準の適用について必要な技術細目は、別にこれを定める。

（同意の決定）

第12条　市長は、第２条に規定する届出があったときは、遅滞なく同意又は不同意を決定し、申請者に通知するものとする。

（開発協定）

第13条　条例第16条の規定による開発協定は、次に掲げる事項を主たる内容とするものとする。

(1)　自然環境の保全に関する事項

(2)　公害及び災害の防止のための措置に関する事項

(3)　給水、排水施設等の整備及び管理に関する事項

(4)　森林の確保及び緑地の管理に関する事項

(5)　文化財の保護に関する事項

(6)　公共施設、公益的施設の整備及び管理に関する事項

(7)　開発協定の履行の保障及び不履行の場合の措置に関する事項

(8)　その他良好な自然環境の保全に関し、市長が必要と認める事項

２　条例第21条の規定による開発協定、前項各号を準用するほか、環境アセスメントの実施に関する事項を主たる内容とするものとする。

３　事業者は、誠意をもって前２項の開発協定を締結し、その履行に努めなければならない。

（立入検査）

第14条　条例第30条第１項の規定による立入検査は、あらかじめ当該事業者及び関係人に通知した上で行うものとし、その権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してならない。

２　条例第30条第２項に規定する証明書は、身分証明書（様式第７号）による。

（同意及び許可の表示）

第15条　条例第15条の規定による同意又は条例第20条の規定による許可を受けた事業者は、当該開発行為の工事現場の見やすい場所に当該工事に係る同意又は許可があった旨を表示（様式第８号）しなければならない。

２　条例第15条第３項の規定による同意の取消し又は条例第20条第４項の規定による許可の取消しを受けた事業者は、前項に規定した表示を直ちに撤去しなければならない。

（地位の承継）

第16条　条例第15条の規定による同意又は条例第20条の規定による許可を受けた事業者について相続若しくは合併があったときは相続人、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、当該同意及び許可を受けた者の地位を承継する。

２　前項の規定により、同意及び許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継のあった日から15日以内に、地位承継届出書（様式第９号）により市長に届け出なければならない。

（同意及び許可事項の変更申請）

第17条　条例第15条の規定による同意又は条例第20条の規定による許可を受けた事業者が、土地利用等当該事業計画を変更しようとするときは、変更申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

２　前条第１項の規定により地位の承継を受けた者が、土地利用等当該計画を変更しようと

するときは、前項の規定による。

３　市長は、前２項に規定する変更申請が施工の位置、規模又は構造等に係るときは、事業者に変更の内容を明らかにした図面及び書類等の提出を求めることができる。

（工事の届出）

第18条　条例第15条の規定による同意又は条例第20条の規定による許可を受けた事業者が、当該開発行為に関する工事を着手、完了、中止又は再開したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

２　前項に規定する届出は、工事届出書（様式第11号）を市長に提出して行うものとする。

（開発行為の廃止の届出）

第19条　条例第15条の規定による同意又は条例第20条の規定による許可を受けた事業者が、当該開発行為に関する工事を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

２　前項に規定する届出は、開発行為廃止届出書（様式第12号）を市長に提出して行うものとする。

（原状回復の報告）

第20条　条例第31条第３項の定める報告は、原状回復等報告書（様式第13号）による。

第４章　雑則

（援助）

第21条　条例第32条に定める援助措置は、別表第２に定めるものとする。

（土地等の買取りの希望の申出）

第22条　条例第33条に定める土地等の買取りの希望の申出は、土地等買取希望申出書（様式第14号）を市長に提出して行うものとする。

第５章　審議会

（審議会の組織）

第23条　条例第７条に規定する審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1)　学識経験者

(2)　県職員

(3)　市職員

(4)　市長が適任と認める者

２　前項第２号及び第３号の委員は、委員の根拠となった公職を離れたときは、委員の職を

失うものとする。

（平30規則25・一部改正）

（所掌事務）

第24条　審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1)　条例第８条、第９条及び第10条に規定する地域又は地区

(2)　条例第11条に規定する保全種及び保全樹

(3)　その他市長が必要と認める事項

（任期）

第25条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長、副会長）

第26条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第27条　審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

２　会議は、委員の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第28条　審議会の庶務は、市民生活部環境衛生局環境保全課において処理する。

（平22規則17・平30規則25・令４規則26・一部改正）

（補則）

第29条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項については、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成17年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の平良市自然環境保全条例施行規則（平成９

年平良市規則第15号）又は城辺町自然環境保護条例施行規則（昭和63年城辺町規則第１号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成22年３月31日規則第17号）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成30年10月19日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年３月28日規則第26号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第７条関係）

図書の種類	縮尺等	明示すべき事項
1　事業説明書		(1)　事業の名称・目的 (2)　土地利用区域の名称 (3)　土地の現況（地目区別名称） (4)　土地利用計画 (5)　造成計画（切土・盛土） (6)　計画区域数・人口 (7)　道路、公園、緑地計画等 (8)　水道計画 (9)　排水計画（雨水、その他） (10)　汚水処理計画 (11)　ゴミ処理計画 (12)　消防施設計画 (13)　自然環境保全計画 (14)　景観形成計画 (15)　農薬使用計画 (16)　資金計画 (17)　施設維持監理計画
2　位置図	1／10,000	(1)　開発区域の位置 (2)　周辺土地利用及び地形の状況 (3)　周辺の道路、集落及び公共施設等の位置及

		び名称
3　登記事項証明書		(1)　土地の所在、地番、地目及び地積 (2)　土地に係る権利の内容及び権利者
4　地積図		開発区域及びその周辺の地番、里道及び水路並びに開発区域の境界
5　現況図	1／2,500以上	(1)　開発区域の境界 (2)　地形及び土地利用の状況 (3)　現況森林の存する部分及びその樹種
6　現況写真	カラー	開発区域及びその周辺（近景及び周辺の主要眺望点）
7　土地利用計画図	1／1,000以上	(1)　開発区域の境界 (2)　予定建築物、特定工作物等の敷地の形状及び規模 (3)　敷地に係る予定建築物、特定工作物等の用途及び配置 (4)　公共公益施設の位置及び形状 (5)　開発区域内に保全される森林及び新たに設けられる緑地の位置、形状及び勾配
8　造成計画図	1／1,000以上	(1)　切土又は盛土をする土地 (2)　切土又は盛土をする前後の地盤面 (3)　法面の位置、形状及び勾配
9　擁壁等工作物の展開図	1／50以上	寸法・材料及び仕上げ（擁壁、排水施設、雨水調整池及び道路等の位置及び形状等）
10　予定建築物･特定工作物の設計図		(1)　平面図 (2)　立面図 (3)　断面図

別表第２（第21条関係）

援助措置	援助対策	援助範囲
下水道処理施設（合併処理浄化槽）の設置費及び農村集落	国土交通省所管の都市下水道事業区域外の区域で、かつ、水源水質保全上、特に重要と思われる区域内に住宅を所有し、合併処理浄化槽を設置す	予算の範囲内とする。

排水処理に係る宅地内排水管敷設工事費	る者又は水源水質保全上、特に重要と思われる区域内で、農林水産省所管の農村集落排水処理事業に係る宅地内排水管敷設工事を行う者	

様式第1号(第2条関係)

開　発　同　意　申　請　書

年　　月

宮古島市長　　様

申請人　住所
氏名又は名称
電話(　　)　　—

宮古島市自然環境保全条例第13条の規定に基づき、普通地域内における開発
同意を得たいので、下記のとおり申請します。

開発の目的						
		建築物の用途		特定工作物の種類		
土地の状況	場　所	宮古島市　　番地　　他　　筆			面　積	
	地　目		現況地目		施工面積	
	法規制等の状況					
		公共投資の有無　有　無		公共投資の事業名		
施工計画上の環境保全対策		開発率　　%	残　置 森林率　　%		雨水調整池 設置の有無　　有	
		その他特記事項				
工　　期		着手	年　月　日	完了	年　月	
＊受付番号		年　月　日　第　　号				
＊同意に附した条件						
＊同意番号		年　月　日　第　　号				

(注)　＊欄は、記入しないこと。

様式第2号(第3条関係)

開　発　許　可　申　請　書

年　　月

宮古島市長　　様

申請人　住所
氏名又は名称
電話(　　)　　―

宮古島市自然環境保全条例第18条の規定に基づき、特別地区内における開発許可を得たいので、下記のとおり申請します。

開発の目的						
		建築物の用途		特定工作物の種類		
土地の状況	場　所	宮古島市　　番地　　他　　筆			面　積	
	地　目		現況地目		施工面積	
	法規制等の状況					
		公共投資の有無　有　無		公共投資の事業名		
施工計画上の環境保全対策		開発率　　%	残　置 森林率　　%		雨水調整池 設置の有無　　有	
		その他特記事項				
工　期		着手	年　月　日	完了	年　月	
＊受付番号		年　月　日　第　　号				
＊同意に附した条件						
＊許可番号		年　月　日　第　　号				

(注)　＊欄は、記入しないこと。

様式第3号(第4条関係)

樹　木　除　去　等　届　出　書

年　　月

宮古島市長　　様

申請人　住所
氏名又は名称
電話(　　)　　—

宮古島市自然環境保全条例第23条の規定に基づき、緑地地区内における樹木等の承認を得たいので、下記のとおり申請します。

目　　的				
緑地地区名称				
除去等を行う樹種、量	樹高　　m　　本		樹高　　m	
	樹高　　m　　本		樹高　　m	
代替として植栽する樹種、量	m　苗　　本		m　苗	
	m　苗　　本		m　苗	
	m　苗　　本		m　苗	
工　　期	着手	年　　月　　日	完了	年　　月
備考(その他特記事項を記入すること)				
＊受付番号	年　　月　　日　　第　　号			
＊承認に附した条件				
＊承認番号	年　　月　　日　　第　　号			

(注)　＊欄は、記入しないこと。

様式第4号(第5条関係)

保 全 種 捕 獲 ・ 採 取 届 出 書

年　　月

宮古島市長　　様

申請人　住所
氏名又は名称
電話(　　)　　—

宮古島市自然環境保全条例第25条の規定に基づき、保全種捕獲・採取の承認
いので下記のとおり申請します。

目　　的					
植物	採取の場所	宮古島市　　番地			
	保全種種類				
	採　取　量				
	採取の方法				
	法規制状況				
動物	捕獲の場所	宮古島市　　番地			
	保全種種類				
	捕　獲　量				
	捕獲の方法				
	法規制状況				
予　定　期　日		着手	年　　月　　日	完了	年　　月
＊受 付 番 号		年　　月　　日　　第　　号			
＊承認に附した条　　件					
＊承 認 番 号		年　　月　　日　　第　　号			

様式第5号(第6条関係)

保　全　樹　除　去　届　出　書

年　　月

宮古島市長　　様

申請人　住所
氏名又は名称
電話(　　)　　―

宮古島市自然環境保全条例第27条の規定に基づき、保全樹除去の同意を得で、下記のとおり申請します。

目　　的				
場　　所	宮古島市　　番地　　他　　筆			
保全種の種類				
除去後の土地の取扱い				
代替として植栽する樹種、量	m　苗　　本		m　苗	
	m　苗　　本		m　苗	
	m　苗　　本		m　苗	
予　定　期　日	着手	年　　月　　日	完了	年　　月
備考(その他特記事項を記入すること)				
＊受付番号	年　　月　　日　　第　　号			
＊承認に附した条件				
＊承認番号	年　　月　　日　　第　　号			

(注)　＊欄は、記入しないこと。

様式第6号(第9条関係)

土地所有者等関係権利者同意書

開発行為者氏名又は名称

開発区域に含まれる地域の名称

上記に係る開発行為の施工については、異議がないので同意します。

権利の対象物	所在地	権利の種類	同意年月日	権利者の住所、氏名
(　　)			年　月　日	
(　　)			年　月　日	
(　　)			年　月　日	
(　　)			年　月　日	
(　　)			年　月　日	
(　　)			年　月　日	
(　　)			年　月　日	
(　　)			年　月　日	
(　　)			年　月　日	
(　　)			年　月　日	
(　　)			年　月　日	
(　　)			年　月　日	

(注)　1　「権利の対象物」欄は、土地、建築物等、括弧内には地目、用途等を
こと。

2　「権利の種類欄」は、所有権、貸借権その他の権利を記入すること。

様式第6号の2(第9条関係)

隣 接 地 所 有 者 等 同 意 書

年　　月

宮古島市長　　様

住所
名称

事業者から事業の趣旨及び計画概要等の説明を受け、検討した結果、下記のいて同意します。

記

1　同意する開発行為の名称

2　場　所

3　附帯条件

様式第6号の3(第9条関係)

自 治 組 織 等 同 意 書

年　　月

宮古島市長　　様

自治組織等の名称
代表者

事業者から事業の趣旨及び計画概要等の説明を受け、検討した結果、下記のいて同意します。

記

1　同意する開発行為の名称

2　場　所

3　附帯条件

様式第6号の4(第9条関係)

利 害 関 係 者 等 同 意 書

年　　月

宮古島市長　　様

住所
名称

事業者から事業の趣旨及び計画概要等の説明を受け、検討した結果、下記の
いて同意します。

記

1　同意する開発行為の名称

2　場　所

3　附帯条件

様式第7号(第14条関係)

(表)

6cm

第　　号

身　分　証　明　書

所属　　氏名

上記の者は、宮古島市自然環境保全条例第30条の規定により立入検査を行
であることを証明する。

年　　月　　日

宮古島市長

9cm

(裏)

宮古島市自然環境保全条例(抜粋)

(立入検査)

第30条　市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、その
開発行為の場所若しくは事業者や工事施工者の事務所等に立ち入らせ、
施状況、工事に関する図書を検査させ、又は当該関係者に質問し、意見を
せることができる。

2　前項に規定する立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯
者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第8号(第15条関係)

＊	宮古島市自然環境保全条例に基づく　同意 許可　済	
＊	年　　月　　日	
＊	番　　号	
＊	を受けた者の氏名又は名称	
	工事施工者の氏名又は名称	
	開発区域の地番及び区域の名称	
	工事管理者の氏名又は名称	
	主任技術者の氏名	
	工事の予定期間	

(注)　1　＊欄は同意、許可の区別を記載すること。

2　表示板の規格は、縦40cm以上、横60cm以上とする。

3　白地に黒字で記載すること。

4　開発区域の地番は、開発区域が多筆にまたがる場合は、その代表地域の中心地番を記載すること。

様式第9号(第16条関係)

地　位　承　継　届　出　書

年　　月

宮古島市長　　様

承継人　住所
氏名又は名称
電話(　　)　　―

宮古島市自然環境保全条例施行規則第16条の規定に基づき、地位を承継
ので、下記のとおり届出ます。

＊	同意・許可の年月日・番号	年　月　日　第　　号
	被承継人の住所 氏名又は名称	
	承継年月日	年　月　日
	承継の原因	
	承継する事業概要	
	債権・債務の承継内容	
	承継人の資本金	
	その他特記事項	

(注)　＊欄は、同意、許可の区別を記入すること。

添付書類

1　経歴書又は経営報告書

2　当該事業の資金計画書及び監理計画

様式第10号(第17条関係)

変　更　申　請　書

年　　月

宮古島市長　　様

申請人　住所
氏名又は名称
電話(　　)　　―

宮古島市自然環境保全条例施行規則第17条の規定に基づき、次のとおり
画を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

＊	同意・許可の年月日・番号	年　月　日　第
	開発行為の名称	
	場所	宮古島市　　番地　他
	変更の内容	
	変更の理由	
	その他特記事項	

(注)　＊欄は、同意、許可の区別を記入すること。

添付書類

1　変更した事業計画書

2　当該事業の資金計画書及び監理計画

3　工事完成保証人

様式第11号(第18条関係)

工　事　届　出　書

年　　月

宮古島市長　　様

届出人　住所
氏名又は名称
電話(　　)　　—

宮古島市自然環境保全条例施行規則第18条の規定に基づき、下記のと
手、中止、再開、完了)しますので、届け出ます。

＊	同意・許可の年月日・番号		年　月　日　第
	場所		宮古島市　　番地　他
	工事(着手、中止、再開、完了)の年月日		年　月　日　中止の場合の (～　年
	工事を中止、又は再開する理由		
	工事施工者	住所	
		氏名又は名称	
		連絡場所	電話(
	工事施工者	住所	
		氏名又は名称	
		連絡場所	電話(
	その他特記事項		

(注)　本文及び各欄は、該当項目を○で囲むこと。

1　工程表及び個々の法令に基づく許認可書の写しを添付すること。

様式第12号(第19条関係)

開　発　行　為　廃　止　届　出　書

年　　月

宮古島市長　　様

届出人　住所
氏名又は名称
電話(　　)　　—

宮古島市自然環境保全条例施行規則第19条の規定に基づき、下記のとおり開
を廃止しますので、届け出ます。

同意・許可の年月日・番号	年　月　日　第　　号
場　　所	宮古島市　　番地　他
開発行為廃止予定年月日	年　月　日
廃　止　す　る　理　由	
廃止に伴う今後の措置	
今後の土地の取り扱い	
＊受付年月日・受付番号	年　月　日　第　　号

(注)　各欄の該当項目を○で囲むこと。＊欄は記入しないこと。

添付書類

1　事業の廃止に係る既着手区域を明示した図面
2　廃止しようとする時点における土地の現況図及び現況写真
3　事業廃止に伴う従前の公共施設の回復計画
4　事業廃止に伴う防災工事計画書
5　位置図

様式第13号(第20条関係)

原　状　回　復　等　報　告　書

年　　月

宮古島市長　　様

報告者　住所
氏名又は名称
電話(　　)　　―

宮古島市自然環境保全条例施行規則第20条の規定に基づき、下記のとおり原
等の措置をとりましたので報告します。

同意・許可の年月日・番号	年　月　日　第　　号
場　　所	宮古島市　　番地　他
原状回復等の措置の内容	
そ　の　他　特　記　事　項	

(注)　各欄の該当項目を○で囲むこと。

添付書類

1　自然環境保全計画に基づく防災工事計画

2　原状回復等の措置及び措置後の状況を示す写真

様式第14号(第22条関係)

土地等買取希望申出書

年　　月

宮古島市長　　様

申出者　住所
氏名又は名称
電話(　　)　　―

宮古島市自然環境保全条例施行規則第22条の規定に基づき、下記の土地等の
を希望する旨を申し出ます。

買取りを希望する権利の種類及び内容	種　類		内　容	
土地に関する事項	所在地			
	地　目		地　積	
	所有者の住所氏名			
土地の地上権又は借地権に関する事項	内　容			
	当該権利を有する者の住所氏名			
上記以外の権利に関する事項	種　類		内　容	
	当該権利を有する者の住所氏名			
当該土地に存する建築物その他の工作物に関する事項	所在地		用　途	
	構　造		面　積	
	当該権利を有する者の住所氏名			
買取希望額				

(注)　1　「地目」欄には現況区分を記入すること。
　　2　「地積」欄には登記上地積を、実測地積があるときは括弧書きで記入

様式第１号（第２条関係）

様式第２号（第３条関係）

様式第３号（第４条関係）

様式第４号（第５条関係）

様式第５号（第６条関係）

様式第６号（第９条関係）

様式第６号の２（第９条関係）

様式第６号の３（第９条関係）

様式第６号の４（第９条関係）

様式第７号（第14条関係）

様式第８号（第15条関係）

様式第９号（第16条関係）

様式第10号（第17条関係）

様式第11号（第18条関係）

様式第12号（第19条関係）

様式第13号（第20条関係）

様式第14号（第22条関係）